



新型コロナウイルスワクチンのお知らせ (11月17日時点)

年内の接種をご検討ください

これまでの2年間、新型コロナウイルス感染症は年末年始に流行しています。年末までに、重症化リスクが高い高齢者はもとより、若い人もオミクロン株対応2価ワクチンの接種をご検討ください。



ワクチン接種には期限があります

国が定める新型コロナウイルスワクチンの接種期間は令和5年3月31日までです。オミクロン株対応2価ワクチンの接種対象は、従来型ワクチンによる初回接種(1・2回目接種)を完了後、3カ月以上経過した12歳以上の人です。1回目が未接種の場合、12月上旬までに1回目のファイザー社ワクチンを接種する必要がありますので、ご注意ください(年末の医療機関の休診日にご注意を)。

県営広域接種会場の設置

土・日曜日に接種が可能です。

▼接種対象 最終の接種(2~4回目接種)から3カ月以上経過している18歳以上の人

▼実施日時 12月3日(土)~18日(日)の土・日曜日、午前9時30分~午後0時30分と午後2時~6時30分

▼接種場所 柴田学園大学(清原1丁目)体育館

▼予約方法 ①広域接種コールセンター…(☎0570-001-187、午前9時~午後8時、土・日曜日と祝日も可)、②インターネット…QRコードから



▼使用するワクチン モデルナ社のオミクロン株対応2価ワクチン

■問い合わせ先 接種手続きに関すること…弘前市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター(☎0120-567-745、月~金曜日の午前9時~午後8時、日曜日・祝日の午前9時~午後5時、土曜日は休み)、その他の相談…新型コロナウイルスワクチン接種対策室(☎38-3190)

子どもの医療費を
完全無償化

子ども医療費給付対象者を拡大

市では、令和5年4月1日診療分から、市内に住所を有する18歳(18歳に達した日が属する年度末)までの子どもの保険診療にかかる医療費を、所得にかかわらず完全無償化します。

▼申請が必要な人

①現在、資格証を持っている子ども…申請は不要
②現在、資格証を持っていない子ども…申請が必要
※対象となる子どもの保護者には申請書を送付していますので、子どもの保険証の写しを同封の上、返信用封筒で郵送してください。

▼資格証 ①すでに資格証を持っている子どものうち、平成29年4月2日以降に生まれた子どもは、現在持っている資格証を有効期限終了まで使用してください。それ以外の子どもの資格証は、令和5年3月末に送付します。

②申請が必要な子どもで、令和5年3月1日以降に申請した場合は、資格証の送付が令和5年4月以降となる場合があります。

■問い合わせ・申請先 こども家庭課家庭給付係(市役所1階、☎40-7039)

大雨被害に対する
助成金

8月の大雨による浸水世帯し尿汲取り手数料を助成

▼対象 8月の大雨により現に居住する家屋が浸水被害を受け、8月3日~31日の間にし尿汲取りを行い、市の罹災(りさい)証明を受けられる人

▼対象経費 し尿汲取り実支出額(1回分)

▼申請方法 申請書に汲取り料金の領収書またはレシートと市発行の罹災証明書(写し可)、口座振替依頼書を添えて、環境課(市役所2階)ま

たは環境課町田事業所(町田字筒井、環境整備センター内)、各総合支所、各出張所へ提出を。
※申請書は申請先に備え付けているほか、市ホームページからダウンロードできます。

▼申請期限 1月31日(火)

■問い合わせ先 環境課資源循環係(☎35-1130)

住民税非課税世帯等を対象とする 給付金のお知らせ

物価・賃金・生活総合対策として、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等を支援するための新たな給付金を支給します。

申請書の提出が必要となる家計急変世帯以外については、対象と思われる世帯に対して既に確認書を送付しました。対象と思われるのに書類が届かない場合や、令和4年1月2日から9月29日までの間に離婚・死別などにより世帯の状況に変化があった場合、確定申告の修正により住民税が非課税となった場合は、ご相談ください。



■問い合わせ先 福祉総務課
臨時特別給付金担当(☎40-0460)

国の給付金と市の助成金のいずれかを受給できます(重複して受給することはできません)

▼支給額 1世帯あたり **5万円**

▼支給時期 市が確認書または申請書を **受理した日から3週間** が目安
※書類に不備がある場合は、振り込みまで時間を要することがあります。

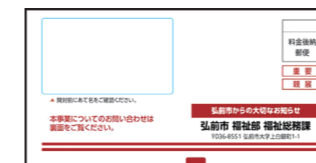
国の給付金

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

住民税非課税世帯

▼対象 世帯全員の令和4年度「住民税均等割が非課税」の世帯

▼手続き方法 令和4年9月30日時点で市に住民登録があり、対象と思われる世帯に、確認書を11月中旬に送付しました。
※赤が基調の封筒です。



内容を確認の上、対象要件に当てはまる場合は、同封の返信用封筒で令和5年1月31日(火・当日消印有効)までに返送してください。

家計急変世帯

▼対象 令和4年1月から12月までの間に予期せず家計が急変したことで収入が減少し、「住民税均等割非課税相当(※)」となった世帯

▼手続き方法 申請書の提出が必要です。申請書と添付書類を令和5年1月31日(火・当日消印有効)までに、福祉総務課臨時特別給付金担当(〒036-8551、上白銀町1の1)へ郵送または持参してください。申請書や必要書類などは市ホームページ(QRコード)に掲載しています。



市役所窓口での相談や申請を希望する場合、窓口の混雑が予想されますので、事前の予約をお願いします。

※住民税均等割非課税相当とは…世帯全員のそれぞれの年収見込み額(令和4年1月から12月までの任意の1カ月の収入×12)が住民税均等割非課税水準以下のこと。
【住民税非課税となる年収(一例)】
○単身世帯…93万円以下
○扶養家族1人の世帯…137万8,000円以下

市の助成金

弘前市価格高騰緊急支援助成金

▼対象 国の給付金の対象とならない世帯のうち、世帯全員の令和4年度「住民税が均等割のみ課税」の世帯

▼手続き方法 令和4年9月30日時点で市に住民登録があり、対象と思われる世帯に、確認書を11月中旬に送付しました。
※青が基調の封筒です。



内容を確認の上、対象要件に当てはまる場合は、同封の返信用封筒で令和5年1月31日(火・当日消印有効)までに返送してください。